

宮古市下水道事業経営戦略

団 体 名 : 宮古市上下水道部

事 業 名 : 農業集落排水事業

策 定 日 : 平成 29 年 3 月 策定
: 令和 7 年 3 月 改定

計 画 期 間 : 平成 29 年度 ～ 令和 8 年度

1. 事業概要

(1)事業の現況

①施 設

供 用 開 始 年 度 (供用開始後年数)	平成15年度 (21年)	法適(全部適用・ 一 部 適 用) 非 適 の 区 分	法適(全部適用)
処 理 区 域 内 人 口 密 度	33.8人/ha	流域下水道等への 接 続 の 有 無	無
処 理 区 数	1区(墓目地区)		
処 理 場 数	1箇所(墓目地区農業集落排水処理施設)		
広域化・共同化・ 最適化 実施状況*1	実施していません。		

*1「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき、実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

②使 用 料

一般家庭用使用 料体系の概要・ 考え方	基本使用料をベースとした従量制を採用しており、使用量が増えていくにつれ割増額が増えていく累進性を採用しています。 基本使用料:1,650円(10m ³ まで) 従量使用料:143円/m ³ ～198円/m ³ (10m ³ を超える分:6段階)
---------------------------	--

業務用使用料体系の概要・考え方	基本使用料をベースとした従量制を採用していますが、基本使用料を超えた分は均一単価としています。				
	公衆浴場 基本使用料:1,650円(10m ³ まで) 従量使用料:88円/m ³ (10m ³ を超える分)				
その他の使用料体系の概要・考え方	臨時汚水 220円(1m ³ につき)				
条例上の使用料*2 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	令和3年度	3,080 円	実質的な使用料*3 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	令和3年度	3,668 円
	令和4年度	3,080 円		令和4年度	3,618 円
	令和5年度	3,080 円		令和5年度	3,307 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組 織

職 員 数	9名(損益勘定所属職員6名、資本勘定所属職員3名)
事業運営組織	組織体制は上下水道部(公営企業)に経営課と施設課の2課を配置し、経営課には経営管理係、料金係の2係、施設課には給排水普及係、水道工務係、下水道工務係、施設管理係、水質検査係の5係を配置しています。 令和6年度から、農業集落排水事業に地方公営企業法を全部適用しました。

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	民間事業者には排水処理施設やマンホールポンプ等の主要施設の維持管理業務を委託し、業務の効率化を図っています。
	イ 指定管理者制度	実施していません。
	ウ PPP・PFI	実施していません。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	実施していません。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	実施していません。

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3)経営比較分析表を活用した現状分析

別紙「令和4年度の経営比較分析表」のとおり。

2. 将来の事業環境（新規項目）

(1)処理区域内人口の予測

処理区域内人口は、国立社会保障人口問題研究所が公表した「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）の人口予測値を基に推計しています。

（行政区域内人口） 令和5年度 2,206人⇒令和8年度 1,950人

（水洗化人口） 令和5年度 433人⇒令和8年度 400人

(2)有収水量の予測

有収水量は、水洗化人口の減少に伴い、減少する見通しです。

（有収水量） 令和5年度 55,445m³⇒令和8年度 52,800m³

(3)使用料収入の見通し

水洗化人口の減少や節水機器の普及などにより、使用料収入は減少する見通しです。

（使用料収入） 令和5年度 9,162千円⇒令和8年度 8,730千円

(4)施設の見通し

施設整備は、平成15年度に完了しました。

電気・機械設備の長寿命化を図るため、処理場やマンホールポンプの計画的な更新が必要です。

(5)組織の見通し

現行体制の維持を図りつつ、職員の異動や退職があっても技術や専門知識の継承が行えるよう、業務の見える化や研修の充実等に取り組みます。

3. 経営の基本方針

本市の農業集落排水事業(墓目処理区)は、平成12年4月に国の事業認可を受け、平成15年8月に供用を開始しました。

平成15年度に処理区域の整備が完了したことにより、市民の生活環境の改善や公共用水域の水質保全が図られています。

今後は、人口減少に伴う使用料収入の減少や施設の老朽化に伴う改築・更新費用の増加が見込まれることから、経営の健全化が求められます。

宮古市総合計画(後期基本計画:令和7年3月)において、基本施策の一つである「安全で快適な生活環境づくり」に取り組む施策として、「8. 下水道環境の向上」を掲げ、これを実施するために、「公共下水道、集落排水処理施設の整備・更新」、「浄化槽の整備」、「水洗化の促進」、「雨水浸水対策の推進」の4つの事業を展開することとしています。

これらを踏まえ、将来にわたり安定した汚水処理事業を継続するため、基本方針を以下のとおりとします。

【1. 施設の機能維持】

・「宮古市農業集落排水処理施設最適整備構想」に基づき、老朽化が進行した施設を計画的に更新します。

【2. 経営基盤の強化】

- ・経営基盤の強化を図り、汚水処理事業の安定化に取り組みます。
- ・国庫補助金、地方債、一般会計繰入金の財源の確保を図ります。
- ・研修等により、職員的能力向上に取り組みます。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画): 別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	「宮古市農業集落排水施設最適整備構想」に基づき、施設の老朽化の状況を調査し、更新を行います。
-----	--

○管渠、処理場等の建設及び更新に関する事項

平成15年度に処理区以内の整備が完了しています。

耐用年数を経過した電気・機械設備の老朽化の状況を調査し、国庫補助金を活用して設備の更新を行います。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	下水道使用料の水準と体系を維持するとともに、一般会計からの繰入金、国庫補助金等を財源に、経営の健全化を図ります。
-----	--

- 補助金、企業債に関する事項
国庫補助金を活用し、企業債は原則として起債対象額の全額に充当します。
- 下水道使用料に関する事項
現行の使用料体系を維持した使用料収入を見込んでいます。
使用料収入は、将来の人口推計値を基に算定しています。
- 一般会計からの繰入金に関する事項
総務省が定める地方公営企業繰出基準に基づき、毎年度の予算において調整を図ります。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

- 維持管理費に関する事項
 - ・動力費、薬品費、修繕費、委託費は、ほぼ一定で推移しています。
 - ・エネルギー価格の上昇等による増加を見込んでいます。
- 企業債元利償還金に関する事項
 - ・元利均等方式による償還方法を採用しているため、支払利息は減少し、元金償還は増加します。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

広域化・共同化・最適化に関する事項	関連する投資を行う予定はありません。
投資の平準化に関する事項	施設の老朽化の状況や経営状況を考慮し、更新費用の平準化を図ります。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	現段階では、PPP/PFIなどの導入は予定していません。
その他の取組	実施していません。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	市町村合併により、平成19年度に17.7%の値下げ。その後は消費税率の変更に伴う場合を除き、使用料の改定は行っていません。 令和6年度から、地方公営企業法を適用しており、経営への影響を分析してまいります。
資産活用による収入増加の取組について	資産活用できる施設はありません。
その他の取組	実施していません。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、 指定管理者制度、PPP/PFIなど)	他事業体の取り組み状況を踏まえ、民間活力の活用について検討を進めます。
職員給与費に関する事項	事業規模に応じた適正な人員配置に努めます。
動力費に関する事項	エネルギーを省力化できる機械・設備を導入し、費用の軽減を図ります。
薬品費に関する事項	適切な管理に努め、経費削減に取り組みます。
修繕費に関する事項	「宮古市農業集落排水施設最適整備構想」に基づき、下水道施設全の改築・更新を行い、修繕費用の縮減に努めます。
委託費に関する事項	委託内容の見直しや事業の効率化による経費削減について検討します。
その他の取組	地方公営企業法の適用により、経営状況、資産状況を的確に把握し、計画的な経営基盤の強化につなげます。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、 改定等に関する事項	PDCAサイクル(計画PLAN - 実行DO - 検証CHECK - 改善ACTION)により事後検証を行い、次期経営戦略(令和8年度策定)に活かしていきます。
-------------------------	--

経営比較分析表（令和4年度決算）

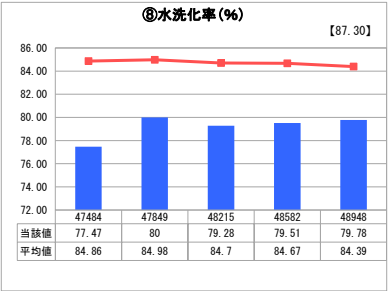
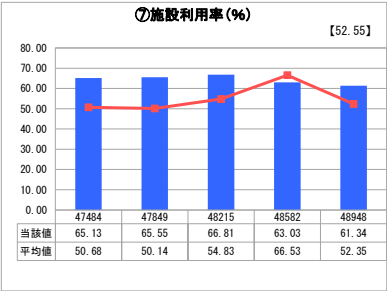
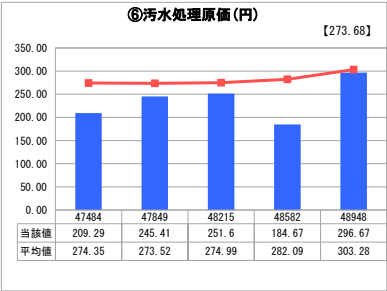
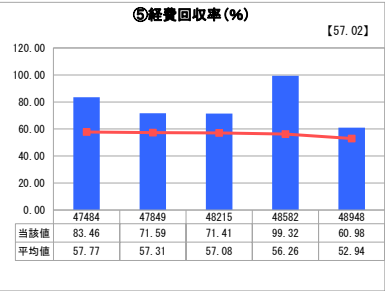
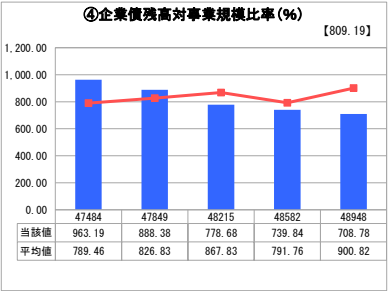
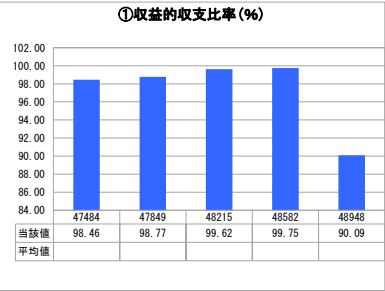
岩手県 宮古市

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	農業集落排水	F2	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)
-	該当数値なし	1.17	102.60	3,080

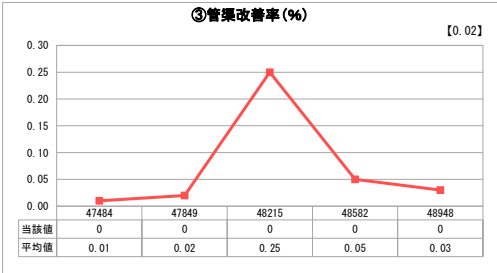
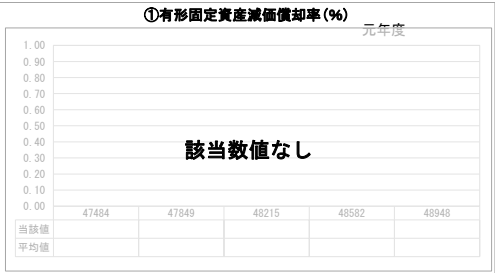
人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
48,038	1,259.15	38.15
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
554	0.16	3,462.50

グラフ凡例
■ 当該団体値（当該値）
— 類似団体平均値（平均値）
【】 令和4年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

①収益の収支比率
費用に対する収益の割合を表す指標です。収益不足を示す100%未満となっていますので、引き続き水洗化の普及を図りながら使用料収入の増加に努める必要があります。R04は汚水処理費の増加により当該比率は低下しました。

④企業債残高対事業規模比率
使用料収入に対する企業債残高の割合を表す指標です。施設整備は完了していますので、企業債残高は減少しています。R01までは、類似団体より高い割合ですが、R02以降は類似団体より低い割合となっています。

⑤経費回収率
経費をどの程度使用料収入で賄えているかを表した指標です。100%未満となっていますが、類似団体より高い割合で経費を回収しています。R04は汚水処理費の増加により当該比率は低下しています。

⑥汚水処理原価
汚水1m³当たりの処理費用を表す指標です。R04は汚水処理費の増加により、当該比率は増加しています。

⑦施設利用率
施設の処理能力に対する処理水量を表す指標で、施設の利用状況等を表す指標です。R04は値が下がりましたが、類似団体より高い割合で施設を利用しています。

⑧水洗化率
水洗便所を設置している人口の割合を表した指標です。割合は年々上昇していますが、類似団体より低い割合となっており、引き続き水洗化の普及に努める必要があります。

2. 老朽化の状況について

③管渠改善率
下水道管を更新した割合を表す指標です。H12から事業に着手しており、更新が必要な老朽化した下水道管はまだありません。

全体総括

使用料収入だけでは維持管理費等を賄えないため、一般会計からの繰入金を受けています。経費回収率と施設利用率は類似団体平均値より高い割合となっていることや、汚水処理原価と企業債残高対事業規模比率は類似団体より低いことなどから類似団体との比較では良好な経営状況にありますが、引き続き水洗化の普及を図りながら、使用料収入の増加に努める必要があります。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

投資・財政計画
（収支計画）

農業集落排水事業（宮古市）

（単位：千円，％）

区 分		年 度											
		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	24,610	24,332	24,417	29,537	31,882	29,230	27,862	29,425	31,722	31,331	31,243	31,227
	(1) 営 業 収 益 (B)	9,904	9,581	9,880	9,999	10,082	10,630	10,262	9,905	9,167	9,091	8,872	8,724
	ア 料 金 収 入	9,904	9,581	9,880	9,999	10,082	10,630	10,262	9,905	9,167	9,090	8,871	8,723
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)												
	ウ そ の 他										1	1	1
	(2) 営 業 外 収 益	14,706	14,751	14,537	19,538	21,800	18,600	17,600	19,520	22,555	22,240	22,371	22,503
	ア 他 会 計 繰 入 金	14,706	14,751	14,537	19,538	21,800	18,600	17,600	19,520	22,555	22,240	22,371	22,503
	イ そ の 他												
	2 総 費 用 (D)	10,668	10,170	11,459	13,262	15,421	16,283	10,803	16,804	8,604	13,909	14,300	14,717
	(1) 営 業 費 用	8,488	8,110	9,518	11,441	13,722	14,706	9,403	16,062	8,078	13,371	13,771	14,183
	ア 職 員 給 与 費												
	ウ ち 退 職 手 当												
	イ そ の 他	8,488	8,110	9,518	11,441	13,722	14,706	9,403	16,062	8,078	13,371	13,771	14,183
	(2) 営 業 外 費 用	2,180	2,060	1,941	1,821	1,699	1,577	1,400	742	526	538	529	534
収 益 的 支 出	ア 支 払 利 息	2,179	2,060	1,941	1,821	1,699	1,577	1,400	742	526	538	529	534
	ウ ち 一 時 借 入 金 利 息												
	イ そ の 他	1											
	3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	13,942	14,162	12,958	16,275	16,461	12,947	17,059	12,621	23,118	17,422	16,943	16,510
資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	2,464	2,324	3,646	4,293	360	4,085	0	4,852	13,853	7,180	10,180	180
	(1) 地 方 債								3,200	6,900	3,500	5,000	
	ウ ち 資 本 費 平 準 化 債												
	(2) 他 会 計 補 助 金	1,744	1,749	2,363	3,362								
	(3) 他 会 計 借 入 金												
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金												
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金						3,905		1,472	6,953	3,500	5,000	
	(6) 工 事 負 担 金	720	575	1,283	540	360	180		180		180	180	180
	(7) そ の 他				391								
	2 資 本 的 支 出 (G)	16,378	16,497	16,616	20,490	16,858	16,980	17,129	17,492	31,543	24,787	27,737	18,856
	(1) 建 設 改 良 費				3,753					13,907	7,100	10,000	
	ウ ち 職 員 給 与 費												
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	16,378	16,497	16,616	16,737	16,858	16,980	17,129	17,492	17,636	17,687	17,737	18,856
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金												
資 本 的 支 出	(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金												
	(5) そ の 他												
	3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 13,914	△ 14,173	△ 12,970	△ 16,197	△ 16,498	△ 12,895	△ 17,129	△ 12,640	△ 17,690	△ 17,607	△ 17,557	△ 18,676

投資・財政計画
（収支計画）

農業集落排水事業（宮古市）

（単位：千円，％）

年 度		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
区 分													
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)		28	△ 11	△ 12	78	△ 37	52	△ 70	△ 19	5,428	△ 185	△ 614	△ 2,166
積 立 金 (K)													
前年度からの繰越金 (L)		148	176	164	151	229	192	244	174	156	5,584	5,399	4,785
前年度繰上充用金 (M)													
収益的支出に充てた地方債 (N)													
収益的支出に充てた他会計借入金 (O)													
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M)+(N)+(O) (P)		176	165	152	229	192	244	174	155	5,584	5,399	4,785	2,619
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (Q)													
実 質 収 支 (P)-(Q)	黒 字 (R)	176	165	152	229	192	244	174	155	5,584	5,399	4,785	2,619
	赤 字 (S)												
赤 字 比 率 ($\frac{(S)}{(B)-(C)} \times 100$)													
収 益 的 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)		91.0	91.2	87.0	98.5	98.8	87.9	99.7	85.8	120.9	99.2	97.5	93.0
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金の不足額 (T)													
営 業 収 益 － 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (U)		9,904	9,581	9,880	9,999	10,082	10,630	10,262	9,905	9,167	9,091	8,872	8,724
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((T)/(U)×100)													
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (V)													
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (W)													
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (X)													
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((V)/(X)×100)													
他 会 計 借 入 金 残 高 (Y)													
地 方 債 残 高 (Z)		290,621	274,124	257,508	240,772	223,913	206,933	189,805	175,513	164,777	150,590	137,853	118,997

○他会計繰入金

（単位：千円）

年 度		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
区 分													
収 益 的 収 支 分		14,706	14,751	14,537	19,538	21,800	18,600	17,600	19,520	22,555	22,240	22,371	22,503
	うち基準内繰入金	14,655	14,483	14,271	18,018	18,197	18,377	17,600	18,054	18,162	22,240	22,371	22,503
	うち基準外繰入金	51	268	266	1,520	3,603	223		1,466	4,393			
資 本 的 収 支 分		1,744	1,749	2,363	3,362	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち基準内繰入金												
	うち基準外繰入金	1,744	1,749	2,363	3,362								
合 計		16,450	16,500	16,900	22,900	21,800	18,600	17,600	19,520	22,555	22,240	22,371	22,503